

# 公益社団法人香川県聴覚障害者協会定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人香川県聴覚障害者協会と称する。

(事 務 所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県高松市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、聴覚障害者に対してコミュニケーション支援・自立支援・社会参加促進及び聴覚障害に対する県民の理解の向上に関する事業を行い、もって県民及び聴覚障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 聴覚障害者のコミュニケーション支援事業
- (2) 香川県聴覚障害者福祉センターの管理運営事業
- (3) 聴覚障害や聴覚障害者及び手話の普及啓発事業
- (4) 聴覚障害児・者生活支援事業
- (5) 聴覚障害者社会参加促進事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 社 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した香川県内に居住する聴覚障害者個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した健聴者及び県外居住の聴覚障害者個人及び団体

2 前項の会員うち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号、以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。その承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

(経費の負担)

第7条 この法人事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事長が別に定める退会届を提出して、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 2年以上継続して会費を滞納したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (3) 総正会員の同意があったとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い義務を免れる。ただし、未履行の義務に関しては、これを免れることはできない。

2 会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

## 第4章 総会

(構成等)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。
- 3 総会は、定期総会と臨時総会の2種とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の専任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びに付属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他、総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 前項にかかわらず、個々の総会においては、第15条第3項の書面に記載した総会の目的及び審議事項以外の事項は、決議することができない。

(開 催)

第14条 定期総会は、毎年1回、その事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から会議の目的たる事項を記載した書面により開催請求があったとき。

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の場合には請求の日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。理事長が招集しなければ、前条第2項第2号の正会員が招集する。

3 総会を招集するには、会議の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して開会の日の2週間前までに書面をもって通知しなければならない。

(議 長)

第16条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議 決 権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第18条 総会の決議は、法令又は定款の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 正会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他、法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者に第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権の行使等)

第19条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提

案ついて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会議決があったものとみなす。

#### (議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 会議に出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちから、その会議において選出された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

## 第5章 役員等

#### (役員を設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 1名
- (3) 常務理事 1名
- (4) 理事（理事長、副理事長及び常務理事を含む。） 4名以上15名以内
- (5) 監事 2名以内

2 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法91条第1項第2号の業務執行理事とする。

#### (役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事及び監事に異動があったときは、2週間以内に変更登記をしなければならない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1名ととの配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

#### (理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところによりこの法人を代表し、その業務を統括する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐する。

- 4 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事会において定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 理事長及び常務理事は、毎事業年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務権限)

第24条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、監査報告をすること。
  - (2) この法人の業務及び財産状況を調査すること、並びに各事業年度に係わる計算書類及び事業報告等を監査すること。
  - (3) 総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
  - (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認められるときは、遅延なくその旨を理事会に報告すること。
  - (5) 前号の場合において必要であると認められるときは、理事長に対し理事会の招集を請求すること。この場合、請求の日から5日以内に、その請求の日から2週間以内に理事会を開催する旨の通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
  - (6) 理事が総会に提出しようとする議案や書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を総会に報告すること。
  - (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
  - (8) その他、監事に認められた法令上の権限を行使すること。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。また、増員された理事の任期は、他の在任理事の任期の満了するときまでとする。
- 3 理事及び監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても後任者が就任するまでは、その権利義務を有する。

#### (役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議により解任することができる。

#### (役員報酬等)

第27条 役員は、無報酬とする。ただし、使用人を兼ねる理事には報酬等を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### (顧問及び参与)

第28条 この法人に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者等の中から参与は、聴覚障害者福祉について豊富な知識及び経験

のある者の中から、理事会の推薦を得て理事長が委嘱する。

- 3 顧問及び参与は、理事長の諮問に応じて意見を述べ、又は総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

## 第6章 理事会

(構成等)

第29条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前第1号、第2号の他、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の監督
- (5) 理事長、副理事長、常務理事の選定及び解職

(開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事より会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内にその請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会招集の通知が発せられない場合において、請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第24条第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第32条 前条3号及び4号の場合を除き、理事会は理事長が招集する。

- 2 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び監事に対して通知をしなければならない。

(議長)

第33条 理事会に議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が事故あるときは、副理事長が議長となる。

- 2 第31条3号の場合、請求をなした理事が議長となる。
- 3 第31条4号の場合、請求又は招集をなした監事が議長となる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第35条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意

思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはこの限りではない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(財産の構成)

第37条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第38条 前条の財産は、理事長が管理し、その方法については、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第39条 この法人の経費は、第36条の財産をもって支弁する。

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画、収支予算、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、理事長が作成し、その事業年度開始前に理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入及び支出することができる。
- 3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
- 4 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び収支決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定期総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類につ

いては承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の基準、その他の公益法人の会計の慣行に従うものとする。

(剰余金の処分制限)

第44条 この法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることはできない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第45条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第42条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(合併等)

第47条 この法人は、総会の決議により、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第48条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散することができる。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第49条 この法人が公益認定の取消し処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利を承継する法人が公益法人であるときは除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 事務局



(事務局)

第51条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及びその他所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。ただし、事務局長は、理事会の決議を得て理事長が任命する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

(書類及び帳簿の備え置き)

第52条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を常に備え置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 総会で議決権の代理行使がなされた場合の議決権行使書及び委任状
- (4) 総会で書面による議決権の行使がなされた場合の議決権行使書
- (5) 総会、理事会の決議を省略した場合の同意書又は電磁的記録
- (6) 定款に定める総会及び理事会の議事に関する書類
- (7) 会計帳簿
- (8) 計算書類及び附属明細書
- (9) 監査報告書
- (10) その他、法令で定める帳簿及び書類

## 第10章 情報公開

(情報公開)

第53条 この法人は、公正かつ開かれた活動を推進するために、その活動状況、運営内容、財務資料等の情報を公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

(公 告)

第54条 この法人の公告は主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示することによる。

(個人情報保護)

第55条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報保護に関する必要事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第11章 雑 則

(委 任)

第56条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

### 附 則

- 1 この定款は、一般法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の、法令及びこの定款で定めるところの、この法人を代表する最初の代表理事は近藤龍治とする。
- 3 一般法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行に伴う関係

法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業開始年度の開始日とする。

4 この法人の移行登記後の最初の役員は以下のとおりとする。

理事

近藤 龍治	岡本 勝己	山本 義文	小比賀一広	高橋 郁夫
橋本 節子	稲葉 智子	林 正博	濱上 操子	藤澤 忠浩
太田 裕之				

監事

高垣 浩	鎌野 恵子
------	-------